



**第二条** この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る

規制措置であつて我が國が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は其項（毎年半期に開催する国際連合会議約九十七条

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の

規模及び構成

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項  
四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

卷一百一十五

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）  
六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重

要事項

(船舶検査活動の実施の態様等)

査活動について、実施要項を定め、これについ

て内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

防衛省長官は、前項の実施要項において、当

該船舶検査活動を実施する区域（以下この条に

において「実施区域」という。)を指定するもの

とする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当

船舶橋至満重が外國に、  
船舶橋至満重に橋

する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して

指定しなければならない。

船舶検査活動の実施の態様は、別表に掲げる  
ものとする。

同上卷第六章第四節之說三

周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中止について

準用する。

第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前

項において準用する周辺事態安全確保法第六条

第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

卷之三十一

周辺事態安全確保法第六条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援

について準用する。

## (武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の

番号	区分	実施の態様
一 航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること。	
二 自己の存在の顯示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く）により自己の存在を示すこと。	
三 船舶の名稱等の照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名稱、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。	

七 等 接 近、 追 尾	六 船 長等 に 對 する 説 得	五 航 路等 の 變 更 の 要 請	四 乘 船 し て 確 認 の 変 更
			船舶(軍艦等を除く。以下同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の停止を求める。船長等の承諾を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。

周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律としまって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

平成十二年十一月十六日印刷

平成十二年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局